

輸入食品に対する検査命令の実施について（タイ産マンゴー）

以下の食品を輸入する輸入者に対して、本日から食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令を実施することとしましたので、お知らせします。

対象食品等	検査の項目	経緯
タイ産マンゴー及びその加工品	クロルピリホス*	検疫所におけるモニタリング検査の結果、タイ産マンゴーから基準値を超えるクロルピリホスを検出した。

\*有機リン系殺虫剤

<参考1>

タイ産マンゴーの違反事例

①品名：生鮮マンゴー

輸入者：松浦武夫

届出数重量及び重量：238箱、1,190.00kg

検査結果：クロルピリホス 0.06 ppm 検出（基準値：0.05ppm）

届出先：成田空港検疫所

違反確定日：平成17年1月18日

措置状況：13箱と70個について回収後廃棄。その他については消費済み。

②品名：生鮮マンゴー

輸入者：ピーケイサイアム 有限会社

届出数重量及び重量：419箱、2,095.00kg

検査結果：クロルピリホス 0.15 ppm 検出（基準値：0.05ppm）

届出先：成田空港検疫所

違反確定日：平成17年2月17日

措置状況：276箱について回収済み。その他については消費済み。

<参考2>

タイ産マンゴーの輸入実績

（平成16年1月1日～平成17年2月20日：速報値）

品目	届出件数(件)	届出重量(t)	違反件数*
生鮮・冷蔵マンゴー	669	1,120	2
冷凍マンゴー	60	672	0
乾燥マンゴー	96	290	0

\*クロルピリホスに係る違反に限る